

3 神奈川県内の母子保健事業の状況について

神奈川県の実業について（※について説明します）

第8次保健医療計画の項目	事業
○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	(1) 専門職への研修 (2) 連絡調整会議 (3) 市町村の母子保健事業の支援・広域調整：産後ケア※
○不妊症・不育症への支援 ○性と健康の相談センター等での相談支援・普及啓発	(1) 保健福祉事務所・センターでの健康相談・健康教育 (2) 不妊・不育専門相談センター (3) 妊娠SOSかながわ※ (4) 丘の上のお医者さん (5) 専門職への研修
○医療的ケア児等の長期療養児・低出生体重児への支援の充実	(1) ピアカウンセリング等の相談支援 (2) かながわりトルベビーハンドブック※
○乳幼児の障がいの発生予防のための検査体制の整備	(1) 先天性代謝異常等検査事業（拡大マススクリーニング） (2) 屈折検査機器整備 (3) 新生児聴覚検査（部会の報告）
○児童虐待予防に係る体制整備	(1) 妊娠期からの児童虐待予防支援事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【目的】

市町村が各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施できるよう、体制を整備し、より身近な場で妊産婦を支える仕組みを構築する。

【実施内容】

(1) 専門職への研修

- ア 対象 県内行政機関、医療機関等に従事する保健師、助産師、看護師等
- イ 実施状況 健康増進課 1 回、保健福祉事務所・センター20回（令和4年度）

(2) 連絡調整会議

- ア 各保健福祉事務所・センター主催会議
- イ 本庁（健康増進課）主催会議

政令市を含めた各地域で母子保健事業の取組が進む様にとり組み状況や課題を整理し、情報提供等を行い、事業の推進を図る。

市町村の母子保健事業の支援・広域調整：産後ケア

【目的】 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

【実施主体】 市町村 2024年度末までの全国展開

【対象者】 **産後ケアを必要とする者**
(「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」から変更)

【方法】 宿泊、デイサービス、アウトリーチ

【県の取組み予定】

- (1) 実施主体である市町村の支援
 - ・市町村の委託先施設等の一覧を提供
 - ・医療機関・助産院等の新たな委託先との調整を支援
- (2) 安全管理に関する情報収集、情報提供
- (3) 県内の「市町村の産後ケア実施状況」の公表
- (4) 担当者向け研修等の実施
テーマ：安全管理、医療機関等委託先との調整等

(参考) 産後ケアの市町村の実施状況 (R4調査をもとにヒアリング)

宿泊型は令和5年度で**市町村**で実施 (**前年比+2**)
 デイサービス、アウトリーチは2 / 3以上の市町村が実施。 **宿泊型は半分以下。**

	宿泊型 (ショートステイ型)	通所型 (デイサービス)	居宅訪問型 (アウトリーチ型)
横浜市	○	○	○
川崎市	○	○	○
相模原市	○	○	○
横須賀市	○	○	○
平塚市	○	○	
鎌倉市	○	○	○
藤沢市	○	○	
小田原市		○	
茅ヶ崎市		○	○
逗子市	○	○	○
三浦市	○	○	○
秦野市		○	○
厚木市	○	○	
大和市		○	○
伊勢原市		○	○
海老名市		○	
座間市		○	○
南足柄市			○
綾瀬市			○

	宿泊型 (ショートステイ型)	通所型 (デイサービス)	居宅訪問型 (アウトリーチ型)
葉山町	○	○	○
寒川町	○	○	○
大磯町	○	○	○
二宮町	○		○
中井町		○	○
大井町			○
松田町		○	
山北町		○	
開成町		○	○
箱根町			○
真鶴町			○
湯河原町		○	
愛川町		○	
清川村			○
合計	14 (前年比+2)	26	24 (前年比+1)

性と健康の相談支援センターの設置（令和4年度新規）

従来の女性健康支援センター、不妊・不育専門相談センター等を一元化し、プレコンセプションケアを含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進する。

【事業体系】

方法	保健福祉事務所・センター	健康増進課
健康相談	○一般相談	○不妊・不育専門相談センター ○妊娠SOSかながわ
健康教育	○出前講座、講演会等	
普及啓発	○妊娠SOSかながわ、不妊・不育専門相談センター等の事業の周知	○特設Webサイト 「丘の上のお医者さん」
研修	○相談支援員、関係者等への研修	

保健福祉事務所・センターでの健康相談・健康教育

【健康相談】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談延数	718	608	588	202

【健康教育（講演会等）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数		83	23	34	39
参加者	中・高校生	3196	476	1359	3709
	大学等	3395	1063	777	868
	企業	60	0	0	0
	その他	480	100	288	230
計		7131	1639	2424	4807

不妊・不育専門相談センター（平成16年度から開始）

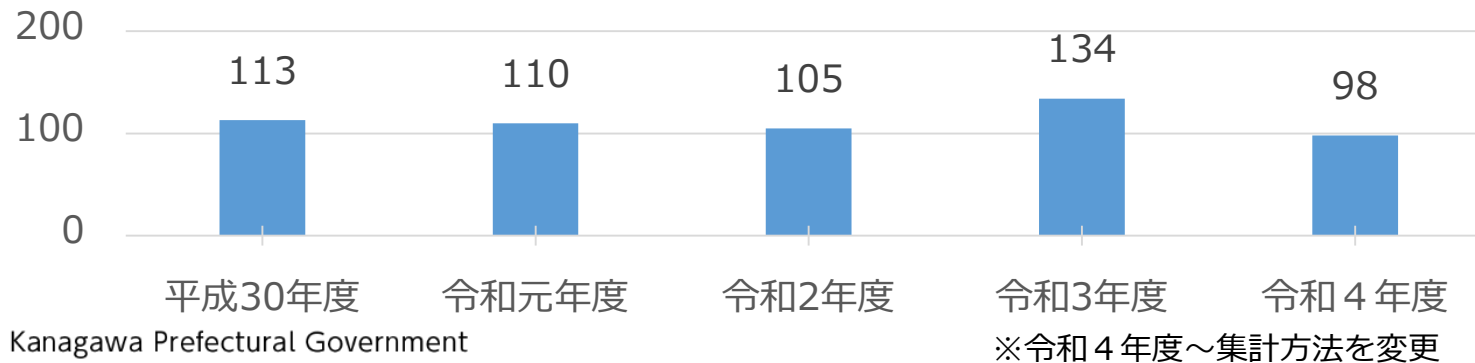
【目的】

子どもを望んでいる不妊・不育症に悩む県民に対して、相談者が個々の状況に応じた対応を自己決定できるよう、相談体制を整備し支援する。

【開設状況】

- ・月2～3回/年 電話：25日 面談：27日実施
- ・午前/助産師による電話相談
午後/医師または臨床心理士の面談

【相談数】



神奈川県
不妊・不育専門相談センター

あなたの疑問や悩みを相談してみませんか

私たちが、不妊症？どんな治療法があるの？
不育症の検査って？
これからの治療をどうしよう…
夫婦で意見が合わない
誰かに不安な気持ちを聞いて欲しい

相談無料

専門の医師・臨床心理士・助産師があなたの相談に応じます

婦人科医師による面接相談 (オンラインまたは会場)
・相談日の午後2時～4時
・事前予約制

泌尿器科医師による面接相談 (オンライン)
・男性不妊相談
・相談日の午前10時～12時
・事前予約制

臨床心理士による面接相談 (オンラインまたは会場)
・相談日の午後2時～4時
・事前予約制

助産師による電話相談 045-212-1052 (※相談日のみ)
・相談日の午前9時～11時30分
・予約不要

相談日・予約方法等
神奈川県ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f851>

【問合せ・予約先】
神奈川県健康増進課母子保健グループ 045-210-4786
〒231-8588 横浜市中区日本大通1

令和4年度相談実績

(1) 相談方法・相談担当職種・相談者の内訳

年度	相談方法	総数	相談担当者				相談者			
			婦人科 医師	泌尿器 科医師	臨床心 理士	助産師	本人	配偶者	本人と 配偶者	その他
令和 4年 度	オンライン	38	27	5	6	0	27	1	9	1
	対面	12	12	0	0	0	10	0	2	0
	電話	48	1	0	0	47	38	8	0	2
	計	98	40	5	6	47	75	9	11	3

(2) 相談者の年代、性別

年度	性別	総数	年代					
			20歳代	30歳代 前半	30歳代 後半	40歳代	50歳代 以上	不明
令和 4年度	男性	32	4	9	9	7	1	2
	女性	80	2	31	19	20	2	6
	計	112	6	40	28	27	3	8

Kan

妊娠SOSかながわ

【目的】

若い世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような環境を実現するため、関係機関と連携の上、相談支援体制を構築し、児童虐待のハイリスクである予期しない妊娠等に焦点をあてた相談支援を行う。

【支援方法及び相談対応日時（5月～拡大）】

	曜日	時間
LINE	毎日※	16時～21時 (5時間)
電話	月曜日、水曜日、 金曜日※	
アウトリーチ	相談者の都合を勘案し、個別に調整	

※年末年始は除く

神奈川県 — 思いがけない妊娠のお悩み相談 —

妊娠SOSかながわ

LINE 又は お電話で
相談できます

友だち追加
はこちら

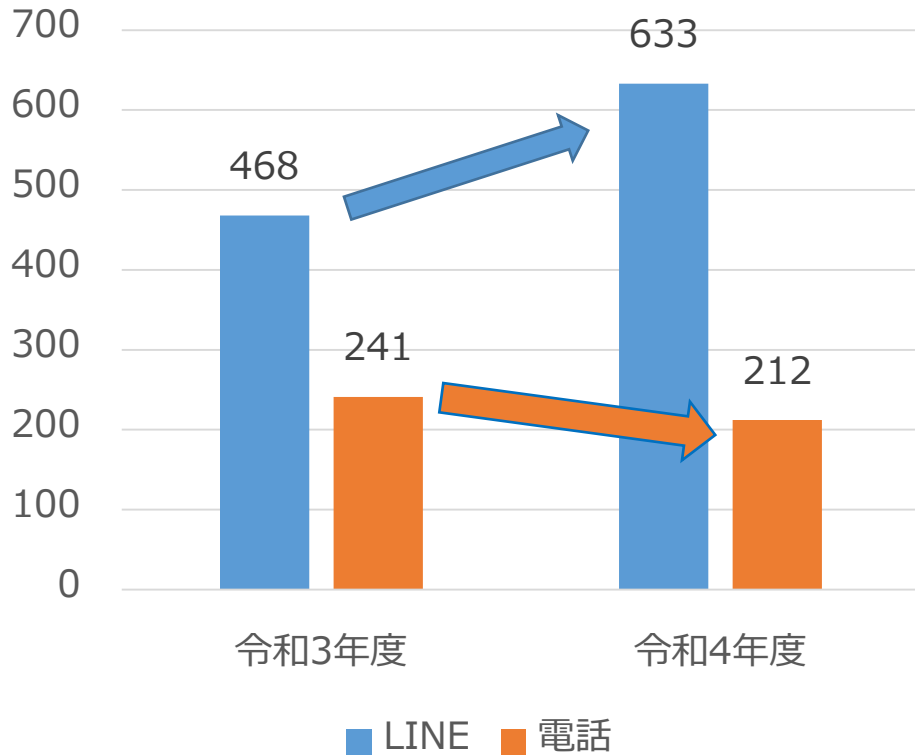
相談は無料です。

秘密は守ります。安心してご相談ください。

☎ 045-212-1051

令和4年度相談実績

○LINE相談が増加し、電話相談が減少。合計相談数は増加。
 ○特に若い世代がLINE相談を多く利用している傾向がある。



	LINE		電話		合計	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合
10代	211	33%	27	13%	238	28%
20代	300	47%	78	37%	378	45%
30代	83	13%	49	23%	132	16%
40代	14	2%	8	4%	22	3%
その他	25	4%	50	24%	75	9%
合計	633	100%	212	100%	845	100%

令和5年度の普及啓発に関する取組み

【高校生に対する普及啓発】

- 高校1年生に対して妊娠SOSカードを配布
- 高校の保健室に「丘の上のお医者さん」のリーフレットの掲示

【薬局・ドラッグストア等での普及啓発】

- 妊娠検査薬・避妊具等の売り場に妊娠SOSカード・スイングポップの設置
- ・配架先：神奈川県薬剤師会会員の薬局
クリエイト



※画像はイメージです

特設Webサイト「丘の上のお医者さん」

【目的】

これからの妊娠・出産・子育てを経験する可能性のある10代後半から30代前半の男女が、「自分の身体のメンテナンス」を学んだうえで、自らの将来を考え、ライフプランを「考える力」「選択する力」を育む支援をする。

あなたのライフデザインを
いっしょに考えませんか？

後で後悔しないために
ちゃんと知っておきましょう

妊娠・出産の
正しい知識

動画でわかる！年代別

妊娠・出産の
お悩み解決

将来のことを
考えてみましょう

ライフプラン
シート

妊娠・出産について
答えます

よくある質問

産婦人科のやくしまる先生が
わかりやすく・丁寧に・優しくお伝えします



将来のことが
イメージできました！

ちゃんと知る事って
大事ですね！

▼ ぜひ検索してください ▼

丘の上のお医者さん

サイトアクセスは
こちらから



03. プレコンセプションケアを 始めてみませんか？

10代～30代の方が、将来の妊娠を意識して取り組む健康管理は、「プレコンセプションケア(プレコン)」と呼ばれ、現在、注目されています。

「プレコン」とは、プレ (pre=～より前の) コンセプション (conception=妊娠・受胎) の略です。**将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことで、子どもと、将来の母親・父親としての健康をしっかりとつukっていかうという考え方**なのです。

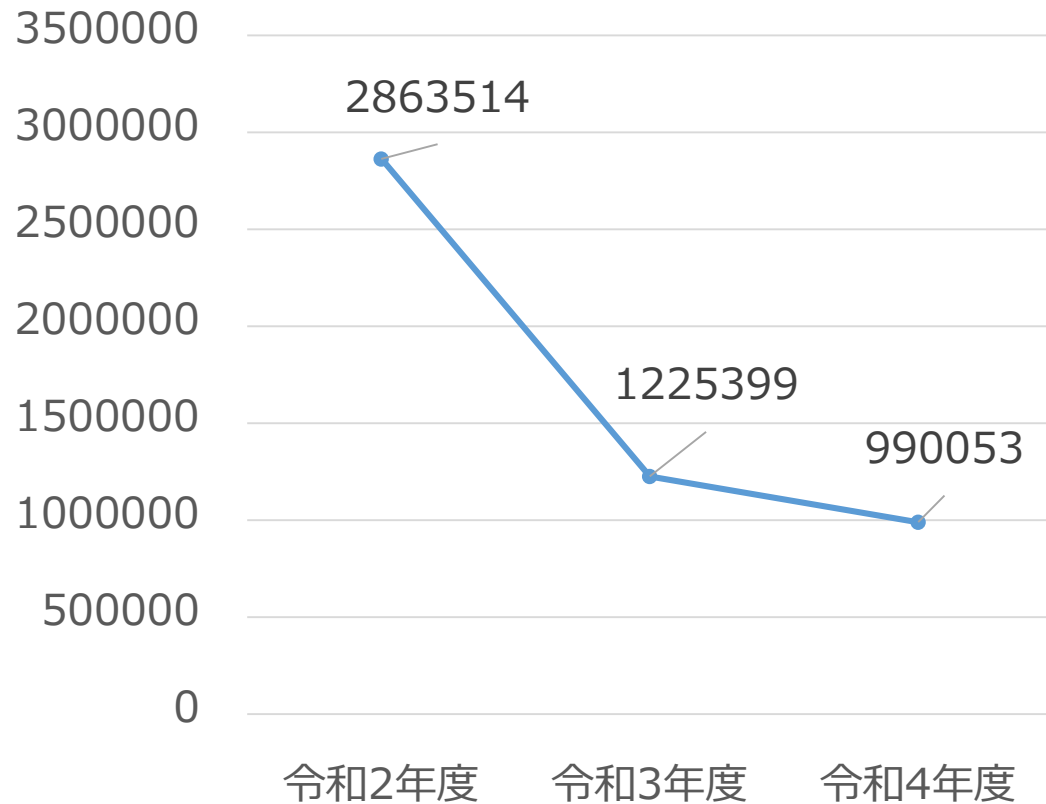
『今』ケアすることで未来が作られる

「将来の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定される」という説があります。母親の妊娠前から妊娠中、授乳中の栄養状態が、生まれた子どもの健康や、病気にかかるリスクに関係しているといわれているのです。今、自分の食生活などを整えることで、生まれてくる子どもが、大人になってから病気にかかるリスクを下げられるかもしれません。

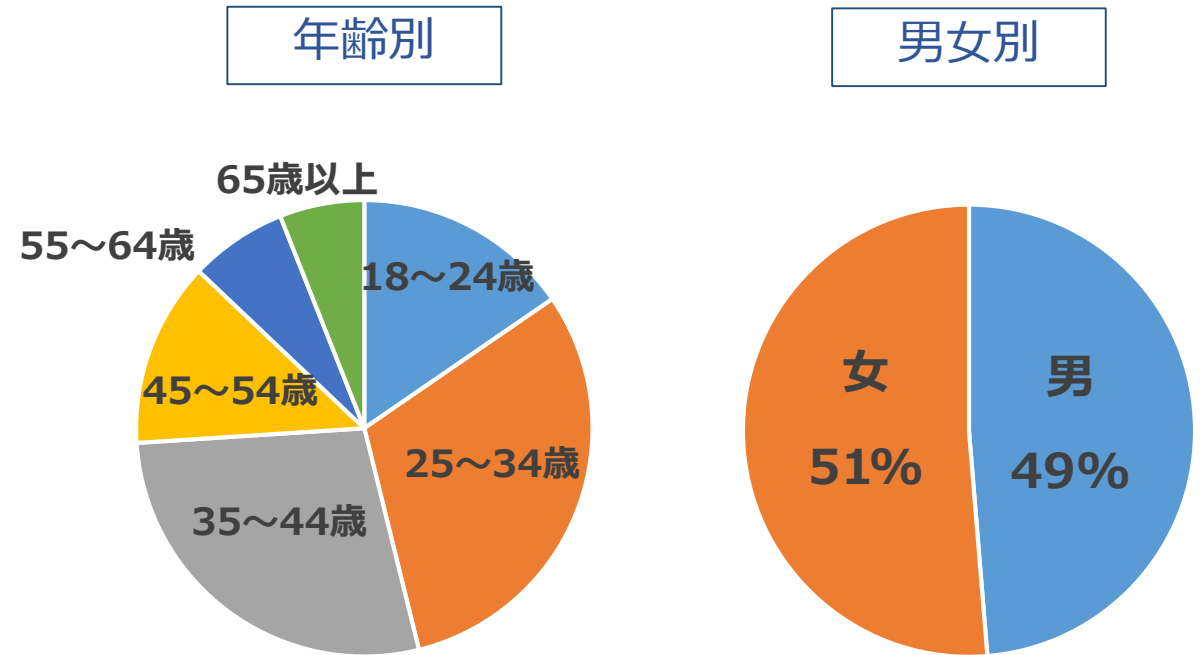


PV (プレビュー数) 実績

【アクセス数】



【令和4年度実績の内訳】



専門職に対する研修（性と健康の相談支援者研修）

【目的】

成育基本法に基づいた安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアを含めた男女問わず性や生殖に関する健康支援を行うための最新情報や知識を習得し、専門的な知識や倫理的配慮の学びを深め、相談時の支援技術の向上を図ることを目的に実施する。

【令和4年度実績】

開催日	テーマ・内容	参加者数
令和5年 12月12日	不妊・不育症の治療について 不妊治療の保険適応等について 流産や死産を体験した女性等へのグリーフケアについて NIPT等の出生前検査について	64人
令和5年 2月8日	HTLV-1母子感染の予防と対策 プレコンセプションケアについて 妊娠中から考えるこどもの医療のかかり方	56人

長期療養が必要な児等への支援

(1) ピアカウンセリング等の相談支援

(特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト委託事業)

ア ピアカウンセリング等の相談支援 (令和4年5月開始)

○長期療養児の養育経験者等が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児慢性特定疾病児童等の家族の不安の解消を図る。

相談件数 延べ58名 (令和4年度)

イ きょうだい児支援

○長期療養児を抱える家族は、同児の養育を中心とした生活を送ることが多く、きょうだい児に精神的な負担が生じる場合がある。

きょうだい児等を対象にした交流会等を開催し、精神的な負担を軽減し、健やかな成長を支援する。

オンライン交流会5名、イベント (わくわくデイキャンプ) 6名

長期療養が必要な児等への支援

(1) ピアカウンセリング等の相談支援

(特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト委託事業)

ウ 相互交流

○長期療養児のコミュニケーション能力の向上や、家族間の情報交換による不安や精神的な負担の軽減を図る

相互交流会（小さなバレンタイン流会） 8家族、23名



Kanagawa F



長期療養が必要な児等への支援

(2) かながわりトルベビーハンドブック ①

- 【目的】** 低出生体重児の保護者の気持ちに寄り添い、安心して育児できるように支援する。
- * NICU・GCU入院中に手帳を配付
 - * 退院後の地域の関係機関（市町村母子保健担当、診療所等）とのコミュニケーションツールとして活用 ⇒ 継続的な支援を行う
- 【対象】**
- 極低出生体重児の保護者
 - 上記以外の低出生体重児の保護者で手帳を希望される方
- 【内容】** 極低出生体重児に合わせた成長発達の記録、小さく生まれた赤ちゃん自身へのメッセージ、NICU・GCUの説明や入院中の家族にできること、フォローアップの流れ、先輩保護者やきょうだいなどからの応援メッセージ、多胎児について等

長期療養が必要な児等への支援

(2) かながわりトルベビーハンドブック ②

- 【配布場所】** ①NICU・GCUのある医療機関
②市町村母子保健担当課
※ホームページからのダウンロードも可能

【配付】 令和5年9月1日から配付開始



拡大新生児マススクリーニング検査の実施 < (公社) 神奈川県医師会 >

【概要】

従来の対象20疾患の新生児マススクリーニング検査に含まれない**重症複合免疫不全症 (SCID)**、**脊髄性筋萎縮症 (SMA)** について、**令和4年4月1日より (公社) 神奈川県医師会が実施主体**となり、神奈川県内の分娩を取扱う病院、診療所、助産所 (以下、採血医療機関) にて出生した新生児を対象に、**拡大新生児マススクリーニング検査**を実施。

【検査機関】 (公財) 神奈川県予防医学協会 ※従来の新生児スクリーニング検査の検査機関と同一機関

【実施方法】 重症複合免疫不全症等検査実施要領 (案) に基づき実施

○拡大新生児マススクリーニング検査実施状況 (R4.10.31時点) 出典: (公財) 神奈川県医師会「拡大新生児マススクリーニング実施状況」

採血医療機関数	検査数	再検査数	精密検査数	症状確定
89人	13,336件	5件	3件	1件

<参考> 試算すると県内で出生した児の44%程が受検している

令和2年度の出生児数60,865人 ÷ 2 (6カ月) = 30,432人 13,336人 ÷ 30,432人 = 43.8%

3歳児健診における眼科健康診査のSVS導入状況等の状況

【概要】

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認しているが、より精度の高い屈折検査機器（SVS等）を用いた検査は、弱視等を検出するのに有用であり、早期発見することで治療が可能である。
神奈川県は、実施率は全国平均を上回るが、標準項目化している自治体はまだ少ない。

【国の動向】 令和4年度 市町村が屈折検査機器等の整備に活用可能な補助事業を創設（国1/2補助）
⇒6市町が屈折検査機器を補助を活用して購入

○県内の屈折検査の状況 出典：(公社)日本眼科医会「3歳児健診における眼科健康診査（3歳児眼科健康診査）の現状に関するアンケート調査」R4.5実施

神奈川県実施率	全国実施率	屈折検査実施数	全数実施（標準項目化）	二次検査でのみ実施
75.8%	48.9%	25自治体	3自治体	22自治体

○県は市町村に対し、国の補助の活用の促進、全数実施（※）を実施する自治体の事例の共有を行った。

※鎌倉市、藤沢市、三浦市
Kanagawa Prefectural Government

【議題内容】

1 新生児聴覚検査の実施状況について

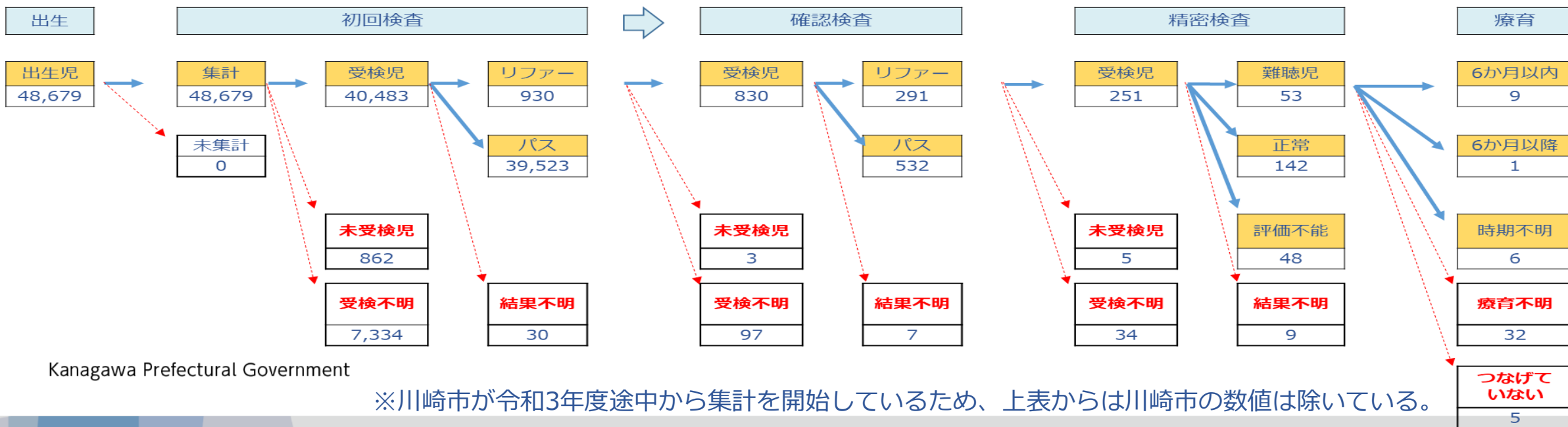
2 新生児聴覚検査の公費負担について

<報告1> 新生児聴覚検査にかかる県の取り組み

<報告2> 聴覚障害児支援中核機能モデル事業について（障害福祉課）

【議題1】 新生児聴覚検査の実施状況

- 神奈川県は検査受検率は**83.2%**であり、47都道府県中45番目と引き続き低い水準に止まっている。
- 前回部会で報告した正確な受検者数（率）の把握することができていない課題が令和5年度から解消見込み
- 「初回検査を未受検の児」、「初回検査を受検したが、検査や療育のフローから外れた児」がいる課題を報告し、市町村にヒアリング、検査受検の確認の徹底を働きかけることを部会で議論した。



【議題2】 新生児聴覚検査の公費負担

- **令和5年度から30自治体（前年比+12）で公費負担を実施。** 神奈川県の公費負担の実施率は90.9%になった。
- 一方、1都3県では、東京都、千葉県、埼玉県が全市町村で公費負担を実施している。
- **未実施3市町も令和6年度実施に向けて前向き**であることを部会で報告した。

<報告1> 県の取組について

- (1) 新生児聴覚検査案内のリーフレットを市町村に配付
- (2) 産科医療機関へのリーフレットの配布、リファーマー児の市町村との情報共有を依頼
- (3) 新生児聴覚スクリーニング検査の手引きの掲載内容の更新と配布
- (4) 市町村の公費負担導入の推進
- (5) 検査機器購入費の補助

<報告2> 聴覚障がい児支援中核機能モデル事業について（県障害福祉課）

- 1 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」について
- 2 第6期神奈川県障がい福祉計画における中核機能設置の位置づけ
- 3 令和4年度聴覚障がい児支援中核機能モデル事業の実施について
 - (1) 聴覚障害児に対応する協議会の設置
 - (2) 中核機能の設置
 - (3) 中核機能における支援事業の実施

児童虐待予防に係る体制整備

【目的】

医療機関、市町村等関係機関が連携を図り、妊娠期から地域全体で児童虐待予防対策を推進する連携体制を構築する。

【実施内容】

(1) 養育支援連絡票及び養育支援結果報告票の活用

(参考) 令和3年度活用実績 776件 (※令和4年度は集計中)

(2) 各保健福祉事務所・センターでの協議会等の開催

テーマ：効果的な活用方法、精神面の問題を抱える妊産婦の支援等

議題は以上です